○国土交通省告示第千百二十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に 基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条 の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十四年十月十二日

国土交通大臣 羽田 雄一郎

第1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 一般国道468号新設工事(有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事・埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前地内、同市大字平須賀字赤木前地内から同市大字平須賀字外郷内前地内までの間並びに茨城県猿島郡境町大字山崎字砂久保地内から坂東市平八新田字金崎地内までの間、同市勘助新田字堀向宮下地内から常総市大輪町字築地地内までの間、同市三坂新田町字内耕地地内から同市上蛇町字屋敷通地内までの間及びつくば市高須賀字霜田地内から同市島名字前野地内までの間)並びにこれに伴う市道及び町道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前並びに大字平須賀字赤木前及び字外 郷内前地内

茨城県猿島郡境町大字山崎字砂久保、字柳島、字水操前、字台ノ内、字台ノ内南、字台ノ内前、字道円坊、字五辺、字台ノ内東、字大杉東、字寺ノ内後、字寺ノ内前、字前、字寺ノ内東、字大日西、字大日後、字大日東、字香取後、字香取東、字正巡場及び字井草並びに大字内門字北原、字寺内東、字井草道北、字井草道南、字井草香取後、字下新田福原、字下新田及び字屋敷東地内

茨城県坂東市菅谷字福原、字西脇、字西原、字雷電、字香取前、字明橋下、字明橋 上及び字大日後、生子字山ノ下、字雷神後、字雷神前、字東、字下田、字溜井、字東 谷津及び字松ノ木、借宿字北原東及び字上ノ谷、半谷字八十氏、字十一、字九番縄、 字八番縄及び字八、冨田字新溜上、字北原、字立野後、字遠原、字三ヶ月西、字三ヶ 月後、字三ヶ月、字三ヶ月東、字船付戸、字沓掛前、字遠荒井後及び字東溜、沓掛字 坊、弓田字駒寄溜、字溜の渕、字立山、字鐘打、字鐘打東、字猪子、字三ツ又、字埃 倉、字真那板倉、字籠場、字立川、字牛倒及び字二本柳、内野山字然り山下、字然り 山、字猪子、字桃木及び字鳥ノ小島、平八新田字金崎並びに勘助新田字堀向宮下地内 茨城県常総市伊左衛門新田町字前和田、大生郷新田町字金戸沖及び字金戸、大生郷 町字六方、字金戸、字四ツ谷、字鉄替地、字香取前、字宮原前及び字大部堂、花島町 字天王原、大輪町字築地、三坂新田町字内耕地並びに上蛇町字丁張、字裏田通、字前 吹通及び字屋敷通地内

茨城県つくば市高須賀字霜田、字下原、字東谷津及び字高須賀、鍋沼新田字長峯、 真瀬字寒井及び字堀附、下河原崎字下河原崎並びに島名字中西、字榎内及び字前野地

2 使用の部分 埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前地内

茨城県坂東市菅谷字香取前、借宿字北原東及び字上ノ谷、半谷字十一、弓田字立山、字真那板倉、字籠場、字立川、字牛倒及び字二本柳、内野山字桃木及び字鳥ノ小島、平八新田字金崎並びに勘助新田字堀向宮下地内

茨城県常総市伊左衛門新田町字前和田、大生郷新田町字金戸沖及び字金戸、大生郷町字六方、字金戸及び字大部堂、三坂新田町字内耕地並びに上蛇町字丁張、字裏田通、字前吹通及び字屋敷通地内

茨城県つくば市高須賀字下原、真瀬字堀附、下河原崎字下河原崎並びに島名字中西 及び字榎内地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、埼玉県久喜市大字北青柳字深町地内の久喜白岡ジャンクションから、茨城県つくば市新井字新井地内のつくば中央インターチェンジまでの延長48.0 kmの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする「一般国道468号新設工事(有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事)並びにこれに伴う市道及び町道付替工事」(以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道468号新設工事(有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事)」(以下「本体事業」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道及び町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社による合併施行事業であるところ、一般国道の新設は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、また、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路の新設については、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受け

て行うことができるとされているところ、東日本高速道路株式会社は、平成23年6月6日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、平成23年6月8日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する許可を受けていることなどから、起業者である国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道。以下「圏央道」という。)は、東京都心から半径約40kmから60kmの間に位置する神奈川県横浜市及び厚木市、東京都八王子市及び青梅市、埼玉県川越市、茨城県つくば市、千葉県成田市及び木更津市等の都市を環状に結び、また、首都圏から放射状に伸びる高速自動車国道等と相互に連絡することにより、東京都心部への自動車交通の集中により生じる交通混雑の緩和、東京都心部への一極依存構造から業務核都市等の拠点的な都市を中心とした自立性の高い地域の形成、環状で結ばれる都市相互の機能分担及び連携交流を行う分散型ネットワーク構造への再編整備による首都圏全体の調和のとれた発展等を目的とする延長約300kmの自動車専用道路である。

本件区間とおおむね並行する主要幹線道路としては一般国道125号があるが、本件区間に対応する区間(以下「現道」という。)は、茨城県つくば市等の既成市街地を通過していることなどから、地域住民等による地域内交通と物流等による通過交通とがふくそうし、慢性的な交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、つくば市下大島 地内で19,780台/日であり、混雑度は1.44となっている。

本件事業の完成により、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線(以下「東北自動車道」という。)と高速自動車国道常磐自動車道(以下「常磐自動車道」という。)とが連絡されるとともに、既に供用済み又は供用予定である圏央道等と一体となって、広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化に寄与することが認められる。また、埼玉県東部と茨城県西部を結ぶ新たな自動車専用道路として、現道が担っている幹線交通を本件区間が分担することにより、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、 都市計画決定権者である埼玉県知事及び茨城県知事が、「環境影響評価の実施について」(昭和59年8月閣議決定)等に基づき、それぞれ平成8年3月、平成6年12 月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基 準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成24年5月に環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による天然記念物であるシラコバト、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)における国内希少野生動植物種であるオオタカ、ハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧II類として掲載されているコジュリン、メダカ、ゲンゴロウ等が確認されている。このうち、オオタカについては、営巣が確認されていることから、起業者は専門家からなる検討委員会を設置しており、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。シラコバト、ハヤブサ、コジュリンについては、営巣が確認されておらず、周辺には同様の生息環境が多く存在していることなどから影響は少ないとされている。メダカ、ゲンゴロウについては、生息環境を橋梁で通過することなどから影響は少ないとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧II類として掲載されているサンショウモ、ノカラマツ、キキョウ、ハナムグラ、準絶滅危惧として掲載されているミゾコウジュ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が30 箇所存在するが、このうち17箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保 存等の措置が講じられている。起業者は、残る13箇所についても茨城県教育委員会 との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、東北自動車道と常磐自動車道を連絡することなどにより広域的な高速交通ネットワークを形成し、現道の交通混雑の緩和等を図ることを主な目的として、道路構造令(昭和45年政令第320号)による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、埼玉県区間については平成8年4月5日に都市計画決定された都市計画と、茨城県区間については平成7年3月23日に都市計画決定された都市計画と、車線数、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。なお、本体事業については、4車線の事業として都市計画決定されているところ、2車線の事業として施行するものであるが、支障物件数、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び町道の付替工事の事業計画についても、 施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、埼玉県及び茨城県の内外を結ぶ自動車交通の高速化及び定時性の確保のため、広域的な高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、久喜市長を会長とする首都圏中央連絡道路建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、 それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合 理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

- 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 埼玉県幸手市役所 茨城県猿島郡境町役場、坂東市役所、常総市役所及びつくば市役所
- 第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 茨城県坂東市弓田字立山、字鐘打、字鐘打東、字猪子、字三ツ又、字埃倉及び字真那板倉地内

茨城県常総市大生郷町字六方、字金戸、字四ツ谷、字鉄替地、字香取前、字宮原前 及び字大部堂、花島町字天王原並びに大輪町字築地地内

茨城県つくば市高須賀字霜田、字下原、字東谷津及び字高須賀、鍋沼新田字長峯、 真瀬字寒井及び字堀附、下河原崎字下河原崎並びに島名字中西、字榎内及び字前野地 内